

## 取引所規則の遵守に関する確認書に係る実務上の取扱いについて

当取引所では、今般の規則改正において、「適時開示に係る宣誓書」を廃止し、新たに「取引所規則の遵守に関する確認書」の提出を求めることといたしました。これは、適時開示以外にも、企業行動規範など上場会社に遵守を求める規定が増加してきたことに加え、実務負担の簡素化を図る観点から、整理することとしたものです。

### 【見直しのポイント】

	見直し後	見直し前
名 称	取引所規則の遵守に関する確認書	適時開示に係る宣誓書
提 出 時 期	代表者異動時	代表者異動時、前回提出から5年経過後
提 出 方 法	上場会社通信による提出	持参・郵送
公 衆 縦 覧	なし	名証ホームページに掲載
添 付 書 類	なし(※)	適時開示体制概要書

(※)「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に統合

今般の規則改正に伴い、下記のとおり、取引所規則の遵守に関する確認書に係る実務上の取扱いを取りまとめましたので、上場会社各位におかれましては、本規則改正の内容及び本取扱い等を十分にご確認いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 取引所規則の遵守に関する確認書の概要

上場会社は、「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表取締役又は代表執行役が異動した後、直ちに当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出することが義務づけられます。

【適時開示等規則第20条第1項、同取扱い10(1)nの2】

「取引所規則の遵守に関する確認書」は、①当取引所が制定する諸規則等のうち、上場会社及びその株券に適用のあるすべての規定を遵守すること、及び、②諸規則等に基づいて、当取引所が行う上場株券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うことの2点について、上場会社が承諾したことを、代表者自らが確認するための書面となります。(様式については別紙参照)

- ※ 上場会社の代表者により自署してください(社印・代表者印の押印は不要です。)
- ※ 「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出する際には、提出票の添付は不要です。
- ※ 上場会社から提出された確認書は、公衆の縦覧には供されません。
- ※ 上場会社の代表者の異動時には、別途、適時開示が必要となります。また、当取引所に対して代表者の変更の届出が必要となります。

## 2. 見直しに伴う留意事項

### (1) 提出時期の変更

- ・ 従前、「適時開示に係る宣誓書」は、代表者の異動時に加えて前回提出時から5年が経過した時点での再提出を求めておりましたが、「取引所規則の遵守に関する確認書」は、代表者の異動時のみに提出を求めることとします（前回提出時から5年が経過した時点での再提出は必要ありません。）。
- ・ 今回の規則改正に伴い新たに確認書を提出する必要はありません（代表者の異動時に提出してください）。

### (2) 適時開示体制概要書の廃止について

- ・ 適時開示体制概要書は廃止することとし、新たに、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に「適時開示体制の概要」に関する記載を求めることとします。

#### 【コーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載方法】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 参考資料として添付される「内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図」の後に、「適時開示体制の概要（模式図）」を追加で添付して報告書を作成してください。</li></ul> |
|--|

### (3) 適時開示に係る宣誓書及び適時開示体制概要書の公衆縦覧の取り止めについて

- ・ 現在、名証ホームページに掲載中の「適時開示に係る宣誓書」については、7月中を目途に掲載を取り止めます。
- ・ 現在、名証ホームページに掲載中の「適時開示体制概要書」については、新たに適時開示体制概要書の内容を添付した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」が提出されるまでの間、掲載を継続いたします。

### (4) 平成22年3月期の上場会社の移行措置について

- ・ 株主総会で代表者が異動している場合は、規則改正後、**確認書を提出**してください。
- ・ 株主総会で代表者が異動していない場合は、宣誓書提出後5年が経過している場合であっても、**確認書の提出は不要**です。

以 上

(様式) 取引所規則の遵守に関する確認書

取引所規則の遵守に関する確認書

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長

殿

本店所在地

会社名

代表者の

役職

氏名(署名)

私は、当社が、その発行する株券を上場するについて、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾したことを確認します。

1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、当社及び上場される当社の株券（以下「上場株券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場株券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。